

令和 8 年度人権啓発活動地方委託事業における講演等謝金支払基準(改定後)

謝金とは、講演会・研修会等において講演や講義を行う講師等に対して支払う謝礼を指し、次のとおり取り扱うものとする。

第 1 講演等謝金支払基準

- 1 令和 8 年 4 月 1 日以降、謝金は、別表の時間単価を適用する。

適用に当たっては、依頼内容、依頼先の知名度を考慮し、別表の区分を参考として、時間単価の中から適宜単価を選択する。

【別表】

(単位：円)

区分			時間単価
大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	会社員 (団体職員を含む)	
大学学長級	17 年以上	会長・社長・役員級	11,800 円
大学副学長級			9,300 円
大学学部長級			9,200 円
大学教授級 1		工場長級	8,400 円
大学教授級 2	12 年以上	部長級	7,700 円
大学准教授級		課長級	6,900 円
大学講師級	12 年未満	課長代理級	6,300 円
大学助教・助手級		係長・主任級	5,100 円
大学助手級以下 1		係員 1	4,100 円
大学助手級以下 2		係員 2	3,100 円
大学助手級以下 3		係員 3	2,100 円

2 適用上の留意事項

- (1) 大学の職位にある者又は会社員（団体職員を含む）以外の個人については、職位や階層の一般的な定義がないため、依頼内容の分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、上記別表の時間単価を選択する。
- (2) 支払対象とする時間は、講演会は 2 時間の範囲内、シンポジウムは 4 時間の範囲内とし、移動時間及び控室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間とする。

- (3) 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切捨て、30分以上は切上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とする。

第2 留意事項等

- 1 第1に定める金額には所得税を含む。
- 2 国家公務員及び地方公務員に対しては、一般職はもとより、首長及び議員等の特別職を含め、謝金を支給しない。ただし、大学の教授、准教授等の教員については、公務員の身分を有する者であっても、例外として第1に定める謝金の支給を認める。
- 3 学生・生徒には、謝金を支給しない。また、学生・生徒が行った活動に対し、学校やクラブ活動の担当教員等に謝金を支給することも認めない。
- 4 人権擁護委員に委嘱されている者がその職務として講師等を務める場合は、謝金を支給しない。